

第8期 茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画 【令和9年度～令和11年度】

計画骨子案

令和8年5月

茅ヶ崎市

第1章 本計画の概要

1 本計画の策定と背景

(1) 国の動き

(2) 神奈川県動き

(3) 本市の動きと計画策定の趣旨

- ・本市では、令和6年3月に「第7期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画」（計画期間：令和6～8年度、以下「第7期計画」という。）を策定し、「お互いの理解と助け合いのもと だれもが自分らしく 生きがいのある暮らしを実現できるまち」を目指す将来像に掲げ、様々な施策・事業を推進してきました。
- ・国・県の動き、現計画の期間中に生じた課題に対応するため、必要な障がい者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、令和9～11年度（3年間）を計画期間とする「第8期茅ヶ崎市障がい者保健福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 本計画の位置づけ

(1) 法令等における位置づけ

- ・本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法の第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法の第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定します。

(2) 対象者

(3) 計画期間

- ・本計画の期間は、令和9～11年度の3年間とします。

3 本計画の策定経過

- ・計画策定までの経過を図等で示します。（詳細は、資料編に記載します。）

4 本計画の推進

(1) 本計画の推進体制

- ・本計画の推進に向けた、本計画を推進するためには、障がい者やその家族、支援者、市民、本市を含めた行政等の様々な主体間の協働により計画を推進します。

(2) 本計画の進捗管理

- ・本計画については、各年度において、事業の進捗状況等を管理し、結果を推進調整会議で協議するとともに、推進委員会へ報告して意見聴取を行い、計画実現に向けた取組を確認します。
- ・進捗状況の管理の過程にあたっては、PDCAサイクルに基づく検証を行い、実効性のある進捗管理を行います。

(3) SDGs

①持続可能な開発目標（SDGs）

- ・SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された“地球上の誰一人として取り残さない”を基本理念とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12年までを達成年限とする国際目標のことで、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

②SDGsと本計画の推進

- ・本計画においては、各施策の方向性の目標達成に向けた取組が、SDGsのどのゴールの達成に寄与するかを明らかにします（第3章参照）。

第2章 本計画の基本的な考え方

1 基本理念

- ・基本理念については、障がい者を含むすべての市民にとって普遍性の高いものであることから、第8期計画においてもこの基本理念を継承し、より一層発展させていくこととします。

基本理念 1 人権の尊重

基本理念 2 とともに生きる地域社会の実現

基本理念 3 主体性・自主性の確立

2 本市の目指す将来像と基本方針

- ・基本理念と同様、本市の目指す将来像についても障がい者を含むすべての市民にとって普遍性の高いものであることを考慮し、以前からの文言を継承します。
- ・本計画により本市の目指す将来像を実現するため、本計画の柱となる5つの基本方針と基本方針に沿った12の施策の方向性を設定します(施策の方向性は第2章－3を参照)。
- ・第7期計画では6つあった基本方針を、方向性は継承しつつ、支援内容や施策間の関係性がより分かりやすくなるよう、施策の目的や生活の場面ごと(「理解・権利擁護」「情報提供・相談」「地域生活」「教育・福祉サービス」「社会・地域とのつながり」)に再編し、5つの基本方針としました。

――― 本市の目指す将来像 ―――

お互いの理解と助け合いのもと

だれもが自分らしく

生きがいのある暮らしを実現できるまち

基本方針 1 理解と配慮を基盤とした共生社会の推進

基本方針 2 必要な支援につながる環境の整備

基本方針 3 地域での暮らしの基盤強化

基本方針 4 包括的な支援体制の強化

基本方針 5 自分らしく活躍できる機会の拡充

3 施策の体系

- ・第2章－2で設定した基本方針および施策の方向性に沿った取り組むべき施策を記載します。
- ・施策の方向性は、アンケート調査やヒアリング調査の結果等を踏まえ、現行計画から方向性の変更は行わず、再編後の基本方針に沿った施策体系となるよう整理するとともに、施策内容や行政を含む支援者の役割がより明確に伝わるよう表現を見直しました。

■施策の体系図

基本方針		ページ
施策の方向性	取り組むべき施策	
基本方針1 理解と配慮を基盤とした共生社会の推進		ページ
理解を深める	・ ●●●●●●	
人権を守る	・ ●●●●●●	
基本方針2 必要な支援につながる環境の整備		ページ
情報を伝える	・ ●●●●●●	
相談を受ける	・ ●●●●●●	
基本方針3 地域での暮らしの基盤強化		ページ
住まいを整える	・ ●●●●●●	
心と体を支える	・ ●●●●●●	
安心を届ける	・ ●●●●●●	
基本方針4 包括的な支援体制の強化		ページ
成長を支える	・ ●●●●●●	
生活を支える	・ ●●●●●●	
人材を育てる	・ ●●●●●●	
基本方針5 自分らしく活躍できる機会の拡充		ページ
働く機会を広げる	・ ●●●●●●	
つながりを広げる	・ ●●●●●●	

第3章 本計画において取り組むべき課題

- ・本計画の策定のために実施したアンケート・ヒアリング調査結果や前計画（第7期計画）の振り返りを踏まえ、本計画において取り組むべき課題を記載します。

1 理解と配慮を基盤とした共生社会の推進

各種調査の分析結果

1-1 『理解を深める』

取り組むべき課題

1-2 『人権を守る』

取り組むべき課題

各基本方針について記載予定

第4章 施策の展開

基本方針1 理解と配慮を基盤とした共生社会の推進

1-1 『理解を深める』

- ・施策の方向性『理解を深める』では、市民や事業者、行政職員の障がいに関する理解を高める取り組みについて記載します。

リード文を記載

①現状・課題

②取り組むべき施策

③施策の展開

実施する事業

番号	事業名等	事業概要等	担当
●	●●●●事業	●●●●●●●	●●●

各施策の方向性について記載予定

第5章 障害福祉計画に係る成果目標及び見込み量

1 障害福祉計画における成果目標

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）第88条に基づく目標値について、国の第8期障害福祉計画に係る基本指針に基づいた成果目標及び考え方並びに成果目標を達成するための取組を記載します。

- 施設入所者の地域生活への移行
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 地域生活支援の充実
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

2 障害福祉サービス等の見込み量

- ・障害福祉サービス等の見込み量と見込み量確保のための方策を記載します。

（1）訪問系サービス

- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

（2）日中活動系サービス

- 生活介護
- 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）
- 就労定着支援
- 就労選択支援
- 療養介護
- 短期入所

(3) 居住系サービス、地域生活支援拠点等

- 自立生活援助
- 共同生活援助
- 施設入所支援
- 地域生活支援拠点等

(4) 相談支援サービス

- 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

(5) 障害福祉サービスの見込み量確保のための方策

3 地域生活支援事業の見込み量

- ・地域生活支援事業の見込み量と見込み量確保のための方策を記載します。

(1) 必須事業

- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 日常生活用具給付等事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター

(2) 任意事業

- 福祉ホーム
- 訪問入浴サービス
- 生活訓練等
- 日中一時支援事業
- 巡回支援専門員整備
- 社会参加促進事業
- 障害者虐待防止対策支援事業

(3) 地域生活支援事業の見込み量確保のための方策

第6章 障害児福祉計画に係る成果目標及び見込み量

1 障害児福祉計画における成果目標

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）第88条に基づく目標値について、国の第4期障害児福祉計画に係る基本指針に基づいた成果目標及び考え方並びに成果目標を達成するための取組を記載します。

○障がい児支援の提供体制の整備等

2 障害児通所支援等の見込み量

- ・障害児通所支援等の見込み量と見込み量確保のための方策を記載します。

（1）障害児通所支援

- 児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

（2）障害児相談支援

（3）障害児通所支援の見込み量確保のための方策

1 計画策定体制及び策定経過

- ・計画策定体制及び策定経過として、以下のことについて記載します。
 - 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進委員会 規則、委員名簿、審議会の経過
 - 茅ヶ崎市障害者保健福祉計画推進調整会議 要綱
 - 茅ヶ崎市自立支援協議会 要綱

2 本市の障がい者を取り巻く状況

(1) 障がい者の現状

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の年齢別、障害程度別の推移から現状を整理します。
- ・難病や発達障がい、高次脳機能障がいの推移等について記載します。
- ・令和8年4月1日現在の障害支援区分を記載します。
 - 身体障がい者及び自立支援医療（更生医療・育成医療）受給者数
 - 知的障がい者
 - 精神障がい者及び自立支援医療（精神通院）受給者数
 - その他の障がい
 - 障害支援区分

(2) アンケート調査・ヒアリング調査等の結果概要

- ・障がい者向けアンケート調査、市民向けアンケート調査、事業者向けアンケート調査、自立支援協議会からの意見聴取、障がい者ヒアリング調査の結果から主だった結果を抜粋し記載します。

(3) 前計画（第7期計画）の振り返り

- ・本市の現状として、第7期計画において実施してきた施策の振り返りを基本方針および12の施策の方向性ごとに記載します。

- 基本方針1 身近な地域の支援体制の強化
- 基本方針2 障がい者の健康を支える体制の整備・拡充
- 基本方針3 障がい者の生活基盤の強化
- 基本方針4 社会参加と自己実現への支援
- 基本方針5 障がいのある子どもの成長支援
- 基本方針6 安全・安心のまちづくりの推進

3 パブリックコメント実施概要

- ・本計画についてのパブリックコメント実施結果を記載します。

4 用語解説

- ・計画書内で使用している専門用語や制度用語、略語などについて解説を記載します。